

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-05-0005_改0
提出年月日	2021年6月15日

工事計画に係る説明資料 計測制御系統施設のうち計測装置
(添付書類)

2021年6月

東北電力株式会社

添付書類目録

- VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）
 - VI-1-1-4-4-4 計測装置に係る設定根拠に関する説明書
 - VI-1-1-4-4-4-1 起動領域計測装置及び出力領域計測装置
 - VI-1-1-4-4-4-1-1 起動領域モニタ
 - VI-1-1-4-4-4-1-2 出力領域モニタ
 - VI-1-1-4-4-4-2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力，温度又は流量を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-2-1 高压代替注水系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-2 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-3 代替循環冷却ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-4 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-5 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-6 残留熱除去系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-7 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-8 復水移送ポンプ出口圧力
 - VI-1-1-4-4-4-2-9 残留熱除去系熱交換器入口温度
 - VI-1-1-4-4-4-2-10 残留熱除去系熱交換器出口温度
 - VI-1-1-4-4-4-2-11 高压代替注水系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-12 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）
 - VI-1-1-4-4-4-2-13 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）
 - VI-1-1-4-4-4-2-14 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-15 代替循環冷却ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-16 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-17 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-18 残留熱除去系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-2-19 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量
 - VI-1-1-4-4-4-3 原子炉压力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-3-1 原子炉圧力
 - VI-1-1-4-4-4-3-2 原子炉圧力（SA）
 - VI-1-1-4-4-4-3-3 原子炉水位（広帯域）
 - VI-1-1-4-4-4-3-4 原子炉水位（燃料域）
 - VI-1-1-4-4-4-3-5 原子炉水位（SA 広帯域）
 - VI-1-1-4-4-4-3-6 原子炉水位（SA 燃料域）
 - VI-1-1-4-4-4-4 原子炉格納容器本体内の圧力，温度，酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-4-1 ドライウエル圧力
 - VI-1-1-4-4-4-4-2 圧力抑制室圧力
 - VI-1-1-4-4-4-4-3 ドライウエル温度
 - VI-1-1-4-4-4-4-4 圧力抑制室内空気温度
 - VI-1-1-4-4-4-4-5 サプレッションプール水温度
 - VI-1-1-4-4-4-4-6 原子炉格納容器下部温度
 - VI-1-1-4-4-4-4-7 格納容器内雰囲気酸素濃度
 - VI-1-1-4-4-4-4-8 格納容器内水素濃度（D/W）

- VI-1-1-4-4-4-4-9 格納容器内水素濃度 (S/C)
- VI-1-1-4-4-4-4-10 格納容器内雰囲気水素濃度
- VI-1-1-4-4-4-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-5-1 復水貯蔵タンク水位
- VI-1-1-4-4-4-6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ流量
 - VI-1-1-4-4-4-6-2 原子炉格納容器下部注水流量
- VI-1-1-4-4-4-7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-7-1 圧力抑制室水位
 - VI-1-1-4-4-4-7-2 原子炉格納容器下部水位
 - VI-1-1-4-4-4-7-3 ドライウェル水位
- VI-1-1-4-4-4-8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置
 - VI-1-1-4-4-4-8-1 原子炉建屋内水素濃度

5.4 計測装置

- 第 5-4-1-1 図 計測制御系統施設 計測装置計測制御系統図 (その 1)
- 第 5-4-1-2 図 計測制御系統施設 計測装置計測制御系統図 (その 2)
- 第 5-4-1-3 図 計測制御系統施設 計測装置計測制御系統図 (その 3)
- 第 5-4-1-4 図 計測制御系統施設 計測装置計測制御系統図 (その 4)
- 第 5-4-1-5 図 計測制御系統施設 計測装置計測制御系統図 (その 5)
- 第 5-4-2-1 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 1) (1/2)
- 第 5-4-2-2 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 1) (2/2)
- 第 5-4-2-3 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 2) (1/2)
- 第 5-4-2-4 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 2) (2/2)
- 第 5-4-2-5 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 3) (1/2)
- 第 5-4-2-6 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 3) (2/2)
- 第 5-4-2-7 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 4) (1/2)
- 第 5-4-2-8 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 4) (2/2)
- 第 5-4-2-9 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 5) (1/2)
- 第 5-4-2-10 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 5) (2/2)
- 第 5-4-2-11 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 6) (1/2)
- 第 5-4-2-12 図 計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 (その 6) (2/2)

VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
(計測制御系統施設)

目 次

- VI-1-1-4-4-1 制御材に係る設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-4-4-2 制御材駆動装置に係る設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-4-4-3 ほう酸水注入設備に係る設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-4-4-4 計測装置に係る設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-4-4-5 制御用空気設備に係る設定根拠に関する説明書

VI-1-1-4-4-4 計測装置に係る設定根拠に関する説明書

目 次

- VI-1-1-4-4-4-1 起動領域計測装置及び出力領域計測装置
- VI-1-1-4-4-4-2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力，温度又は流量を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-3 原子炉压力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-4 原子炉格納容器本体内の圧力，温度，酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置
- VI-1-1-4-4-4-8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置

VI-1-1-4-4-4-1 起動領域計測装置及び出力領域計測装置

目 次

VI-1-1-4-4-1-1 起動領域モニタ

VI-1-1-4-4-1-2 出力領域モニタ

VI-1-1-4-4-4-1-1 設定根拠に関する説明書
(起動領域モニタ)

名 称		起動領域モニタ	
		中性子源領域	中間領域
個 数	—	8	

【設定根拠】

(概要)

・設計基準対象施設

起動領域モニタは、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に使用する起動領域モニタは以下の機能を有する。

起動領域モニタは、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。

起動領域モニタの装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠

起動領域モニタは、設計基準対象施設として中性子源領域及び中間領域における原子炉出力を計測するため、炉心内に 8 個設置する。

起動領域モニタは、設計基準対象施設として 8 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-4-4-1-2 設定根拠に関する説明書
(出力領域モニタ)

名	称	出力領域モニタ
個	数	—
		124
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 出力領域モニタは、設計基準対象施設として炉心における中性子束密度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する出力領域モニタは以下の機能を有する。 <p>出力領域モニタは、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>出力領域モニタの装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 出力領域モニタは、設計基準対象施設として原子炉平均出力の正確な測定が行えるよう、4個の検出器で構成される検出器集合体を31本、計124個設置する。</p> <p>出力領域モニタは、設計基準対象施設として124個設置しているもののうち、平均出力領域モニタに信号を送る93個の検出器を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2 原子炉压力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の
圧力，温度又は流量を計測する装置

目 次

- VI-1-1-4-4-4-2-1 高压代替注水系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-2 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-3 代替循環冷却ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-4 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-5 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-6 残留熱除去系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-7 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-8 復水移送ポンプ出口圧力
- VI-1-1-4-4-4-2-9 残留熱除去系熱交換器入口温度
- VI-1-1-4-4-4-2-10 残留熱除去系熱交換器出口温度
- VI-1-1-4-4-4-2-11 高压代替注水系ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-12 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）
- VI-1-1-4-4-4-2-13 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）
- VI-1-1-4-4-4-2-14 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-15 代替循環冷却ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-16 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-17 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-18 残留熱除去系ポンプ出口流量
- VI-1-1-4-4-4-2-19 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量

VI-1-1-4-4-4-2-1 設定根拠に関する説明書
(高圧代替注水系ポンプ出口圧力)

名	称	高压代替注水系ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 高压代替注水系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>高压代替注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>高压代替注水系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 高压代替注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-2 設定根拠に関する説明書
(直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力)

名	称	直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-3 設定根拠に関する説明書
(代替循環冷却ポンプ出口圧力)

名	称	代替循環冷却ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する代替循環冷却ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>代替循環冷却ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>代替循環冷却ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 代替循環冷却ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-4 設定根拠に関する説明書
(原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力)

名	称	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-5 設定根拠に関する説明書
(高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力)

名	称	高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-6 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系ポンプ出口圧力)

名	称	残留熱除去系ポンプ出口圧力
個	数	— 3
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 残留熱除去系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する残留熱除去系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 残留熱除去系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として残留熱除去系の各系統に 1 個ずつ、計 3 個設置する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として 3 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-7 設定根拠に関する説明書
(低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力)

名	称	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。 <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-8 設定根拠に関する説明書
(復水移送ポンプ出口圧力)

名	称	復水移送ポンプ出口圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要) ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する復水移送ポンプ出口圧力は、以下の機能を有する。</p> <p>復水移送ポンプ出口圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>復水移送ポンプ出口圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 復水移送ポンプ出口圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-9 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系熱交換器入口温度)

名	称	残留熱除去系熱交換器入口温度
個	数	— 2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の温度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する残留熱除去系熱交換器入口温度は、以下の機能を有する。 残留熱除去系熱交換器入口温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 残留熱除去系熱交換器入口温度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として残留熱除去系の各熱交換器入口配管に1個ずつ、計2個を設計基準対象施設として設置する。 残留熱除去系熱交換器入口温度は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-10 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系熱交換器出口温度)

名	称	残留熱除去系熱交換器出口温度
個	数	— 2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 残留熱除去系熱交換器出口温度は，設計基準対象施設として原子炉冷却材の温度を計測するとともに，計測結果を表示し，記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する残留熱除去系熱交換器出口温度は，以下の機能を有する。 <p>残留熱除去系熱交換器出口温度は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>残留熱除去系熱交換器出口温度の装置の構成，計測範囲等については，工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 残留熱除去系熱交換器出口温度は，設計基準対象施設として残留熱除去系の各熱交換器出口配管に1個ずつ，計2個を設計基準対象施設として設置する。</p> <p>残留熱除去系熱交換器出口温度は，設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-11 設定根拠に関する説明書
(高圧代替注水系ポンプ出口流量)

名	称	高圧代替注水系ポンプ出口流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する高圧代替注水系ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>高圧代替注水系ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>高圧代替注水系ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 高圧代替注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-12 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン
洗浄流量))

名	称	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）は、以下の機能を有する。</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-13 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却
ライン洗浄流量))

名	称	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に使用する残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）は、以下の機能を有する。 <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量）は、重大事故等対処設備として 1 個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-2-14 設定根拠に関する説明書
(直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量)

名	称	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-15 設定根拠に関する説明書
(代替循環冷却ポンプ出口流量)

名	称	代替循環冷却ポンプ出口流量
個	数	— 1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する代替循環冷却ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>代替循環冷却ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>代替循環冷却ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 代替循環冷却ポンプ出口流量は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-16 設定根拠に関する説明書
(原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量)

名	称	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-17 設定根拠に関する説明書
(高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量)

名	称	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-18 設定根拠に関する説明書
(残留熱除去系ポンプ出口流量)

名	称	残留熱除去系ポンプ出口流量
個	数	3
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 残留熱除去系ポンプ出口流量は，設計基準対象施設として原子炉冷却材の圧力を計測するとともに，計測結果を表示し，記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する残留熱除去系ポンプ出口流量は，以下の機能を有する。 <p>残留熱除去系ポンプ出口流量は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>残留熱除去系ポンプ出口流量の装置の構成，計測範囲等については，工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 残留熱除去系ポンプ出口流量は，設計基準対象施設として残留熱除去系の各系統に 1 個ずつ，計 3 個設置する。</p> <p>残留熱除去系ポンプ出口流量は，設計基準対象施設として 3 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-2-19 設定根拠に関する説明書
(低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量)

名	称	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として原子炉冷却材の流量を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、以下の機能を有する。 <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置する。</p> <p>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量は、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-3 原子炉压力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置

02 ① VI-1-1-4-4-4-3 R0

目 次

- VI-1-1-4-4-3-1 原子炉压力
- VI-1-1-4-4-3-2 原子炉压力 (SA)
- VI-1-1-4-4-3-3 原子炉水位 (広帯域)
- VI-1-1-4-4-3-4 原子炉水位 (燃料域)
- VI-1-1-4-4-3-5 原子炉水位 (SA 広帯域)
- VI-1-1-4-4-3-6 原子炉水位 (SA 燃料域)

VI-1-1-4-4-4-3-1 設定根拠に関する説明書
(原子炉圧力)

名	称	原子炉圧力
個	数	— 2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 原子炉圧力は、設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の圧力を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉圧力は、以下の機能を有する。 原子炉圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 原子炉圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 原子炉圧力は、設計基準対象施設として多重性及び位置的分散を考慮した 8 個設置する。 原子炉圧力は、設計基準対象施設として 8 個設置しているもののうち、重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力（9.26MPa[gage]）を包絡する計測範囲を有した 2 個を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-3-2 設定根拠に関する説明書
(原子炉圧力 (SA))

名	称	原子炉圧力 (SA)
個	数	6
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉圧力 (SA) は、以下の機能を有する。 <p>原子炉圧力 (SA) は、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>また、原子炉圧力 (SA) は、重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉圧力 (SA) の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」、 「VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動 (作動) 信号の起動 (作動) 回路の設定値の根拠に関する説明書」及び「VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉圧力 (SA) は、重大事故等対処設備として多重性及び位置的分散を考慮した 6 個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-3-3 設定根拠に関する説明書
(原子炉水位 (広帯域))

名	称	原子炉水位（広帯域）
個	数	—
		10

【設定根拠】
(概要)

- ・設計基準対象施設
原子炉水位（広帯域）は，設計基準対象施設として原子炉圧力容器内の水位を計測するとともに，計測結果を表示し，記録及び保存するために設置する。
- ・重大事故等対処設備
重大事故等時に使用する原子炉水位（広帯域）は，以下の機能を有する。
原子炉水位（広帯域）は，運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため，原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに，発電用原子炉を未臨界に移行するために設置する。
また，原子炉水位（広帯域）は，原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって，設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。
加えて，原子炉水位（広帯域）は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。
原子炉水位（広帯域）の装置の構成，計測範囲等については，工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」，「VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書」及び「VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書」による。

1. 個数の設定根拠
原子炉水位（広帯域）は，設計基準対象施設として多重性及び位置的分散を考慮した 10 個を設置する。

原子炉水位（広帯域）は，設計基準対象施設として 10 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

VI-1-1-4-4-4-3-4 設定根拠に関する説明書
(原子炉水位 (燃料域))

名	称	原子炉水位（燃料域）
個	数	2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として原子炉压力容器内の水位を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉水位（燃料域）は、以下の機能を有する。 原子炉水位（燃料域）は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 原子炉水位（燃料域）の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として多重性及び独立性を備えた2個を設置する。</p> <p>原子炉水位（燃料域）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-3-5 設定根拠に関する説明書
(原子炉水位 (SA 広帯域))

名	称	原子炉水位 (SA 広帯域)
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉水位 (SA 広帯域) は、以下の機能を有する。 <p>原子炉水位 (SA 広帯域) は、重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のもを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉水位 (SA 広帯域) の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 原子炉水位 (SA 広帯域) は、重大事故等対処設備として 1 個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-3-6 設定根拠に関する説明書
(原子炉水位 (SA 燃料域))

名	称	原子炉水位 (SA 燃料域)
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉水位 (SA 燃料域) は、以下の機能を有する。 <p>原子炉水位 (SA 燃料域) は、重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のもを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉水位 (SA 燃料域) の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 原子炉水位 (SA 燃料域) は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4 原子炉格納容器本体内の圧力，温度，酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置

目次

- VI-1-1-4-4-4-4-1 ドライウエル圧力
- VI-1-1-4-4-4-4-2 圧力抑制室圧力
- VI-1-1-4-4-4-4-3 ドライウエル温度
- VI-1-1-4-4-4-4-4 圧力抑制室内空気温度
- VI-1-1-4-4-4-4-5 サプレッションプール水温度
- VI-1-1-4-4-4-4-6 原子炉格納容器下部温度
- VI-1-1-4-4-4-4-7 格納容器内雰囲気酸素濃度
- VI-1-1-4-4-4-4-8 格納容器内水素濃度 (D/W)
- VI-1-1-4-4-4-4-9 格納容器内水素濃度 (S/C)
- VI-1-1-4-4-4-4-10 格納容器内雰囲気水素濃度

VI-1-1-4-4-4-4-1 設定根拠に関する説明書
(ドライウエル圧力)

名	称	ドライウエル圧力
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用するドライウエル圧力は、以下の機能を有する。 <p>ドライウエル圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ドライウエル圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 ドライウエル圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-2 設定根拠に関する説明書
(圧力抑制室圧力)

名 称		圧力抑制室圧力
個 数	—	1
<p>【設定根拠】 (概要) ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する圧力抑制室圧力は、以下の機能を有する。</p> <p> 圧力抑制室圧力は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p> 圧力抑制室圧力の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 圧力抑制室圧力は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-3 設定根拠に関する説明書
(ドライウエル温度)

名	称	ドライウエル温度
個	数	11
<p>【設定根拠】 (概要) ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用するドライウエル温度は、以下の機能を有する。</p> <p>ドライウエル温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ドライウエル温度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 ドライウエル温度は、重大事故等対処設備として位置的分散を考慮した 11 個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-4 設定根拠に関する説明書
(圧力抑制室内空気温度)

名	称	圧力抑制室内空気温度
個	数	4
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 圧力抑制室内空気温度は、設計基準対象施設としてサプレッションチェンバ内の空気温度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する圧力抑制室内空気温度は、以下の機能を有する。 圧力抑制室内空気温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 圧力抑制室内空気温度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 圧力抑制室内空気温度は、設計基準対象施設として位置的分散を考慮した4個を設置する。</p> <p>圧力抑制室内空気温度は、設計基準対象施設として4個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-5 設定根拠に関する説明書
(サプレッションプール水温度)

名	称	サブプレッションプール水温度
個	数	— 16
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 サプレッションプール水温度は、設計基準対象施設としてサブプレッションチェンバのプール水の温度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用するサブプレッションプール水温度は、以下の機能を有する。 サプレッションプール水温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。 サプレッションプール水温度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。 <p>1. 個数の設定根拠 サプレッションプール水温度は、設計基準対象施設として多重性及び位置的分散を考慮した32個を設置する。</p> <p>サブプレッションプール水温度は、設計基準対象施設として32個設置しているもののうち、原子炉格納容器の限界圧力（2Pd：854kPa[gage]）におけるサブプレッションチェンバのプール水の飽和温度（約178℃）を監視可能な16個を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-6 設定根拠に関する説明書
(原子炉格納容器下部温度)

名	称	原子炉格納容器下部温度
個	数	12
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉格納容器下部温度は、以下の機能を有する。 <p>原子炉格納容器下部温度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉格納容器下部温度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 原子炉格納容器下部温度は、重大事故等対処設備として多重性及び位置的分散を考慮した12個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-7 設定根拠に関する説明書
(格納容器内雰囲気酸素濃度)

名 称		格納容器内雰囲気酸素濃度
個 数	—	2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 格納容器内雰囲気酸素濃度は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の酸素濃度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する格納容器内雰囲気酸素濃度は、以下の機能を有する。 <p>格納容器内雰囲気酸素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。</p> <p>また、格納容器内雰囲気酸素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>格納容器内雰囲気酸素濃度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 格納容器内雰囲気酸素濃度は、設計基準対象施設として多重性及び独立性を備えた2個を設置する。</p> <p>格納容器内雰囲気酸素濃度は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-8 設定根拠に関する説明書
(格納容器内水素濃度(D/W))

名 称		格納容器内水素濃度 (D/W)
個 数	—	2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する格納容器内水素濃度 (D/W) は、以下の機能を有する。 <p>格納容器内水素濃度 (D/W) は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。</p> <p>また、格納容器内水素濃度 (D/W) は、重大事故等が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>格納容器内水素濃度 (D/W) の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 格納容器内水素濃度 (D/W) は、重大事故等対処設備として多重性を備えた 2 個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-9 設定根拠に関する説明書
(格納容器内水素濃度(S/C))

名	称	格納容器内水素濃度(S/C)
個	数	—
		2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する格納容器内水素濃度(S/C)は、以下の機能を有する。 <p>格納容器内水素濃度(S/C)は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。</p> <p>また、格納容器内水素濃度(S/C)は、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>格納容器内水素濃度(S/C)の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 格納容器内水素濃度(S/C)は、重大事故等対処設備として多重性を備えた2個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-4-10 設定根拠に関する説明書
(格納容器内雰囲気水素濃度)

名 称		格納容器内雰囲気水素濃度
個 数	—	4
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準対象施設 格納容器内雰囲気水素濃度は、設計基準対象施設として原子炉格納容器内の水素濃度を計測するとともに、計測結果を表示し、記録及び保存するために設置する。 ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する格納容器内雰囲気水素濃度は、以下の機能を有する。 <p>格納容器内雰囲気水素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するために必要な設備として設置する。 また、格納容器内雰囲気水素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠 格納容器内雰囲気水素濃度は、設計基準対象施設として多重性及び独立性を備えた4個を設置する。</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度は、設計基準対象施設として4個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内
又は貯蔵槽内の水位を計測する装置

目 次

VI-1-1-4-4-5-1 復水貯蔵タンク水位

○ 2 ① VI-1-1-4-4-4-5 R O E

VI-1-1-4-4-4-5-1 設定根拠に関する説明書
(復水貯蔵タンク水位)

名	称	復水貯蔵タンク水位
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する復水貯蔵タンク水位は、以下の機能を有する。 <p>復水貯蔵タンク水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>復水貯蔵タンク水位の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 復水貯蔵タンク水位は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置

目 次

- VI-1-1-4-4-4-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ流量
- VI-1-1-4-4-4-6-2 原子炉格納容器下部注水流量

VI-1-1-4-4-4-6-1 設定根拠に関する説明書
(原子炉格納容器代替スプレイ流量)

名	称	原子炉格納容器代替スプレイ流量
個	数	—
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉格納容器代替スプレイ流量は、以下の機能を有する。 <p>原子炉格納容器代替スプレイ流量は、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ流量は、重大事故等対処設備として原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の各系統に1個ずつ、計2個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-6-2 設定根拠に関する説明書
(原子炉格納容器下部注水流量)

名	称	原子炉格納容器下部注水流量
個	数	1
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉格納容器下部注水流量は、以下の機能を有する。 <p>原子炉格納容器下部注水流量は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉格納容器下部注水流量の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 原子炉格納容器下部注水流量は、重大事故等対処設備として1個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置

目 次

- VI-1-1-4-4-4-7-1 圧力抑制室水位
- VI-1-1-4-4-4-7-2 原子炉格納容器下部水位
- VI-1-1-4-4-4-7-3 ドライウェル水位

VI-1-1-4-4-4-7-1 設定根拠に関する説明書
(圧力抑制室水位)

名 称		圧力抑制室水位
個 数	—	2
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する圧力抑制室水位は、以下の機能を有する。 <p>圧力抑制室水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>圧力抑制室水位の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠 圧力抑制室水位は、重大事故等対処設備として多重性及び独立性を備えた2個を設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-7-2 設定根拠に関する説明書
(原子炉格納容器下部水位)

名	称	原子炉格納容器下部水位
個	数	12
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉格納容器下部水位は、以下の機能を有する。 <p>原子炉格納容器下部水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉格納容器下部水位の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉格納容器下部水位は、重大事故等対処設備として原子炉格納容器下部床面から 0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m の各高さに 2 個ずつ合計 12 個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-7-3 設定根拠に関する説明書
(ドライウエル水位)

名	称	ドライウエル水位
個	数	—
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用するドライウエル水位は、以下の機能を有する。 <p>ドライウエル水位は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>ドライウエル水位の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>ドライウエル水位は、重大事故等対処設備として原子炉格納容器の床面から 0.02m, 0.23m, 0.34m の各高さに 2 個ずつ合計 6 個設置する。</p>		

VI-1-1-4-4-4-8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置

目 次

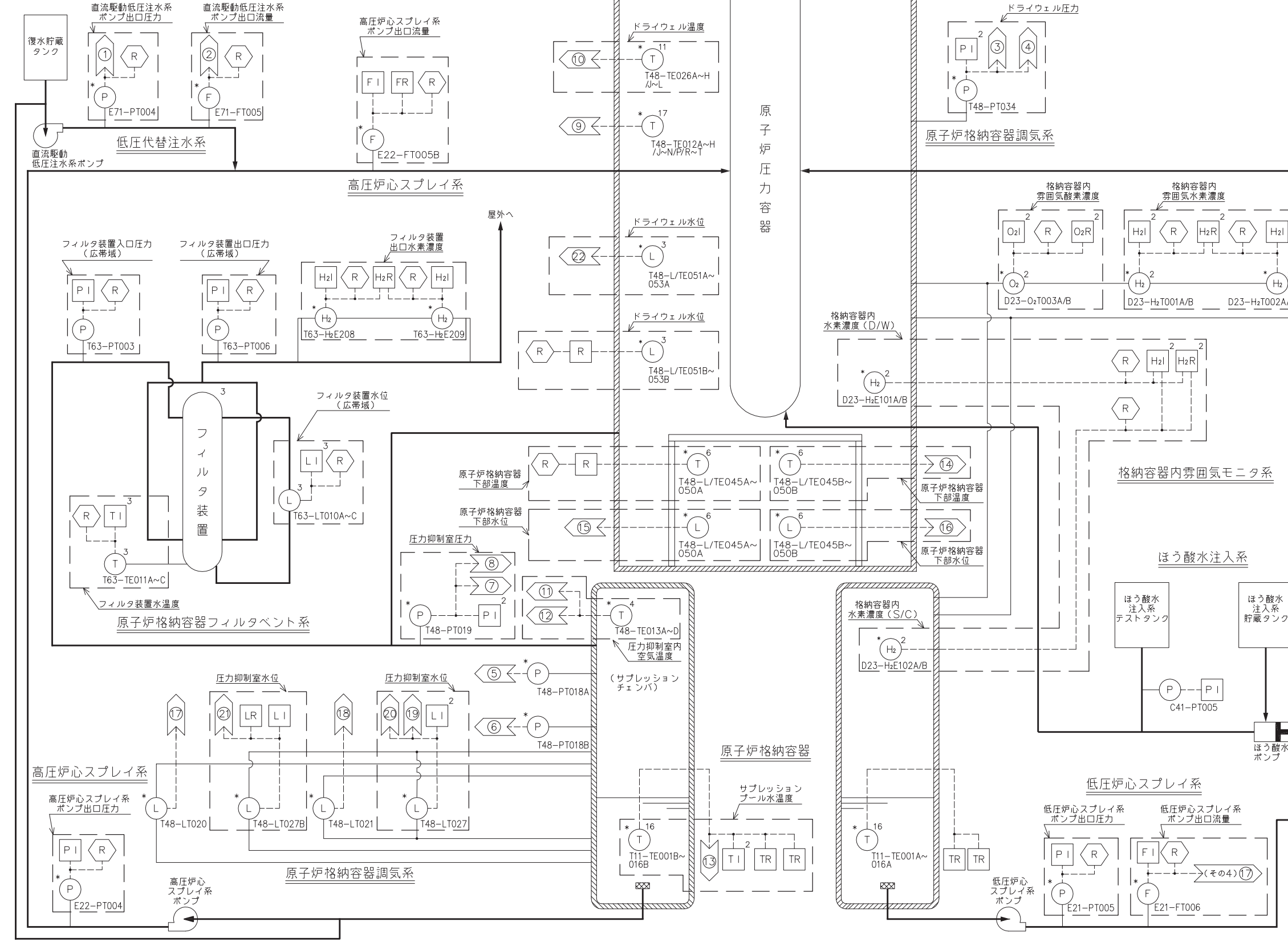
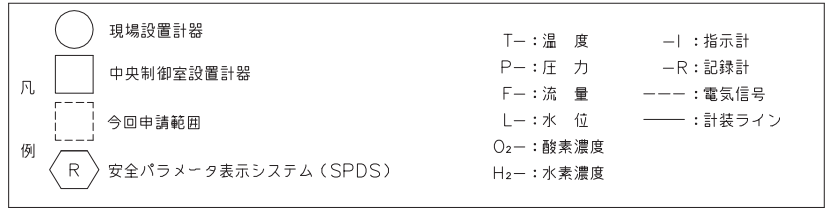
VI-1-1-4-4-8-1 原子炉建屋内水素濃度

O 2 ① VI-1-1-4-4-8 R O E

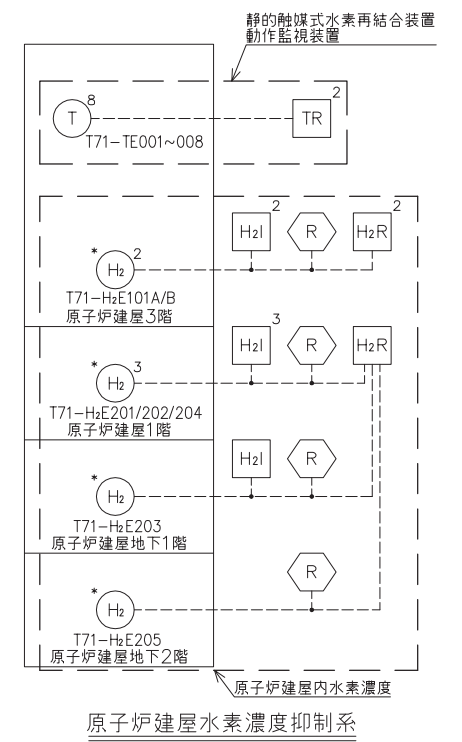
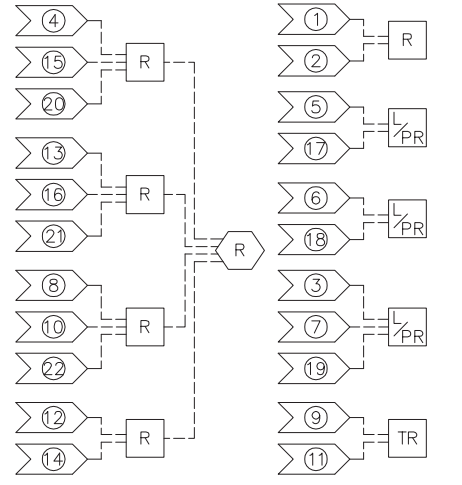
VI-1-1-4-4-4-8-1 設定根拠に関する説明書
(原子炉建屋内水素濃度)

名 称		原子炉建屋内水素濃度
個 数	—	7
<p>【設定根拠】 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する原子炉建屋内水素濃度は、以下の機能を有する。 <p>原子炉建屋内水素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏れいする気体状の放射性物質を格納するための施設の水素爆発による損傷を防止するために必要な設備として設置する。</p> <p>また、原子炉建屋内水素濃度は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために設置する。</p> <p>原子炉建屋内水素濃度の装置の構成、計測範囲等については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」による。</p>		
<p>1. 個数の設定根拠</p> <p>原子炉建屋内水素濃度は、重大事故等対処設備として、原子炉格納容器内で発生した水素が漏れいする可能性のある原子炉建屋地下2階に1個、地下1階に1個、地上1階に3個、また、水素が最終的に滞留する原子炉建屋地上3階の天井付近に位置的分散を考慮した2個の合計7個を設置する。</p>		

5.4 計測装置



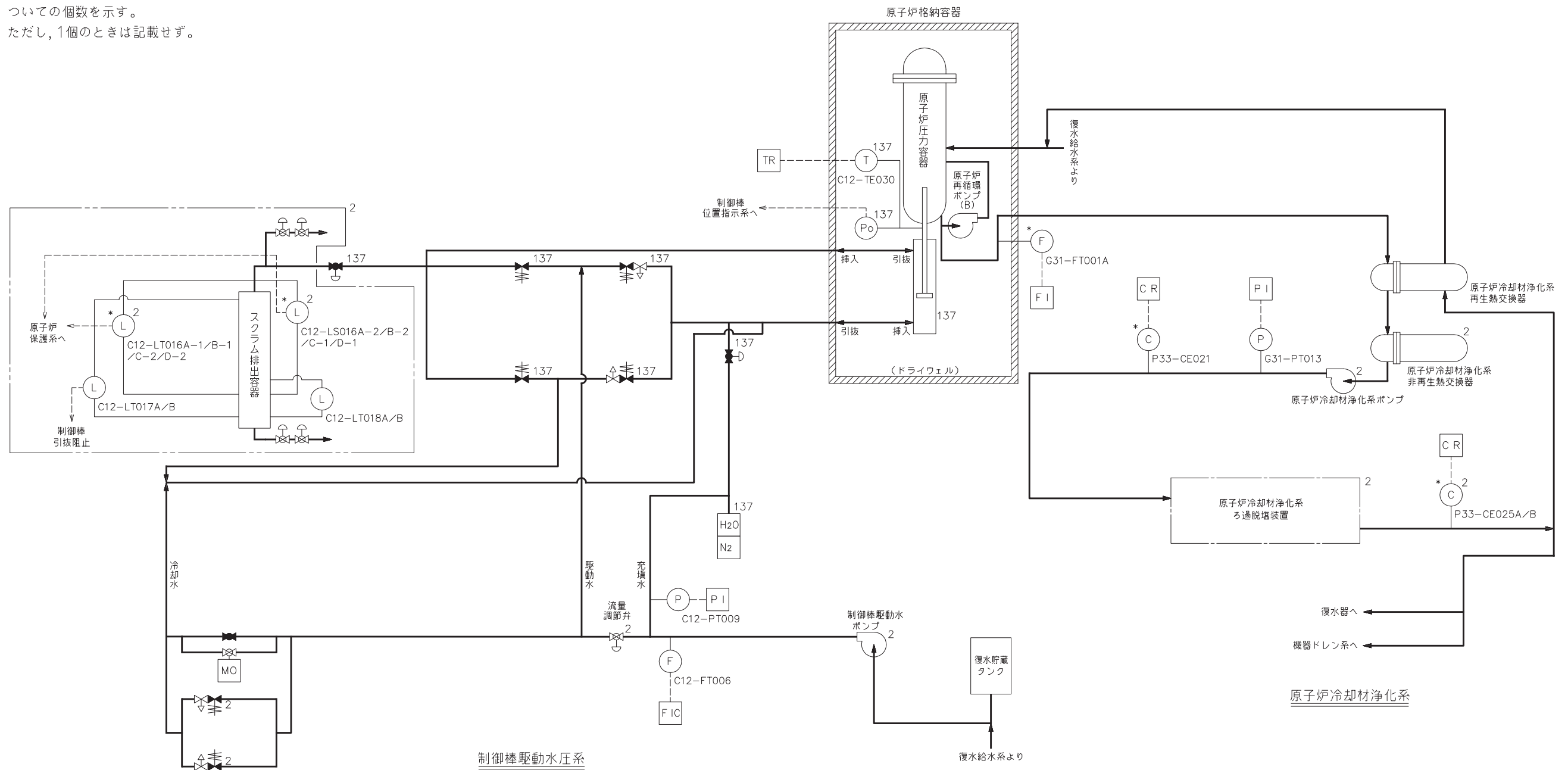
注記
1.* 印の計器は工事計画書記載計器を示す。
2. 機器, 計器右肩の数字は, 全系列について
の個数を示す。
ただし, 1個のときは記載せず。



工事計画認可申請	第5-4-1-1図
女川原子力発電所 第2号機	
計測制御系統施設 計測装置	
計測制御系統図(その1)	
東北電力株式会社	

注記

1. *印の計器は工事計画書記載計器を示す。
2. 機器, 計器右肩の数字は, 全系列について個数を示す。
ただし, 1個のときは記載せず。

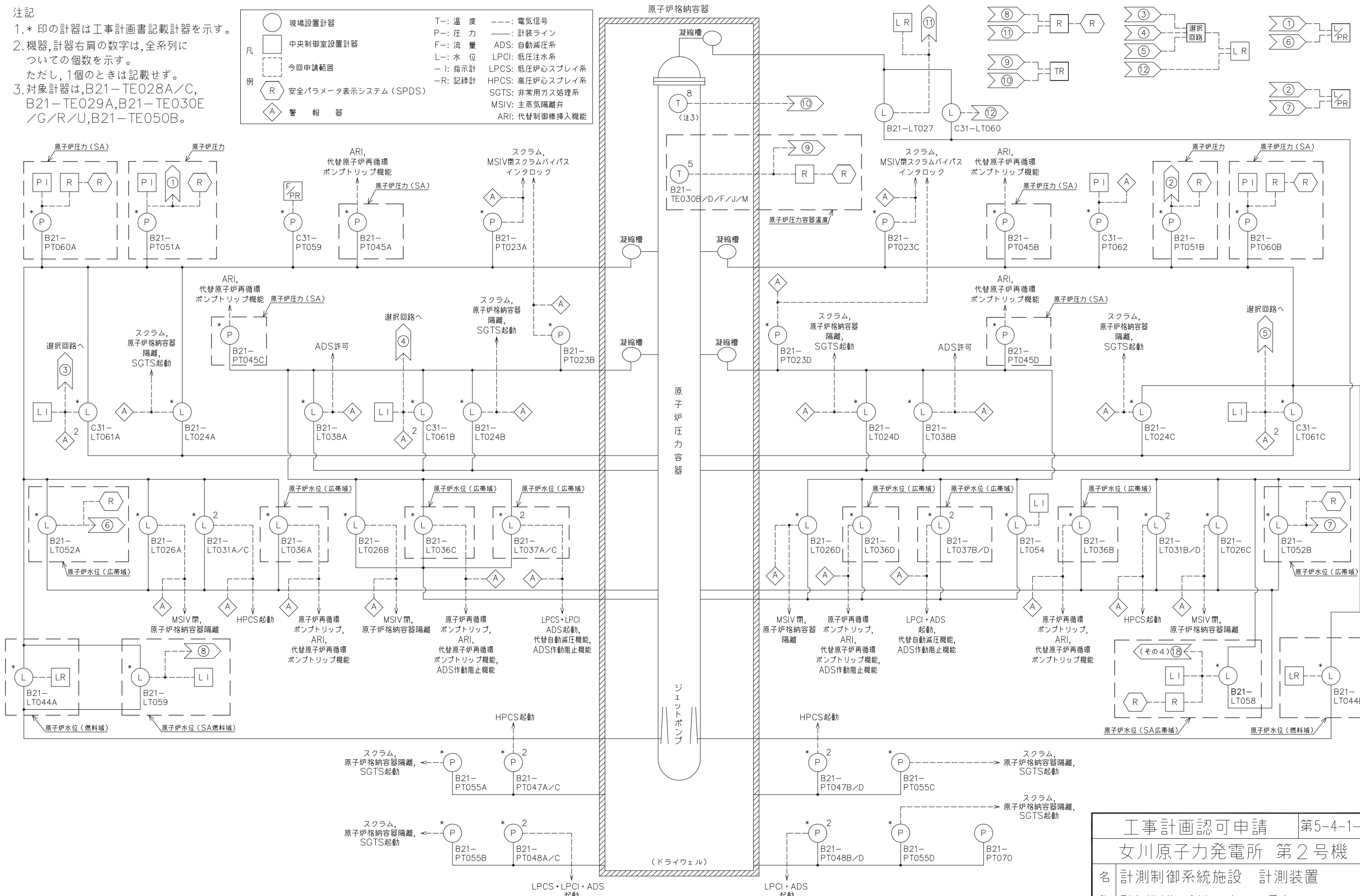
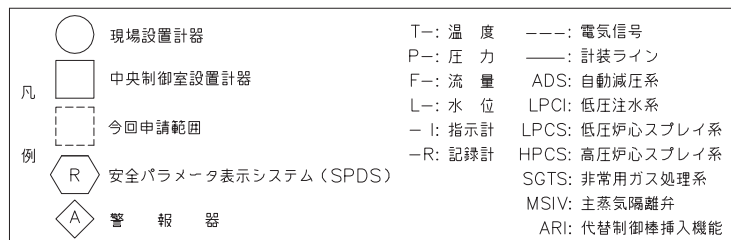


凡	○ 現場設置計器	T-: 温度	-I: 指示計	H ₂ O: 水
		P-: 圧力	-R: 記録計	N ₂ : 窒素ガス
		F-: 流量	-C: 調節計	
例	□ 中央制御室設置計器	L-: 水位	---: 電気信号	
		Po-: 位置	—: 計装ライン	
		C-: 導電率	MO: 電動弁	

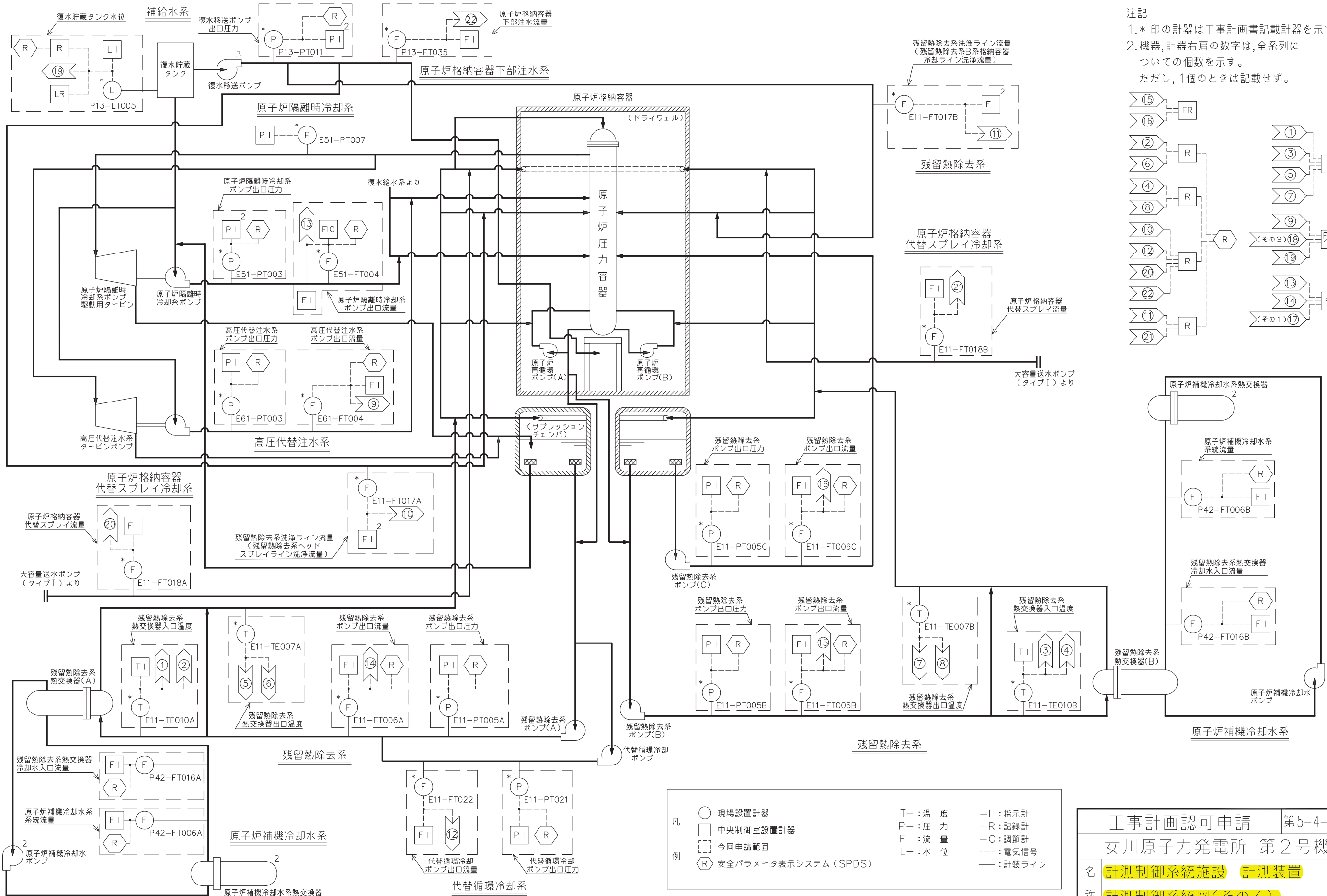
工事計画認可申請	第5-4-1-2図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置
名称	計測制御系統図(その2)
東北電力株式会社	

注記

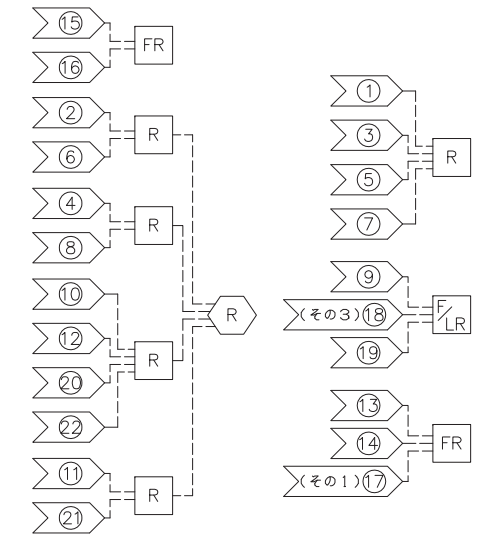
- * 印の計器は工事計画書記載計器を示す。
- 機器、計器右肩の数字は、全系列についての個数を示す。ただし、1個のときは記載せず。
- 対象計器は、B21-TE028A/C, B21-TE029A, B21-TE030E/G/R/U, B21-TE050B。



工事計画認可申請	第5-4-1-3図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置
名称	計測制御系統図(その3)
東北電力株式会社	



注記
 1. * 印の計器は工事計画書記載計器を示す。
 2. 機器, 計器右肩の数字は, 全系列に
 ついての個数を示す。
 ただし, 1個のときは記載せず。

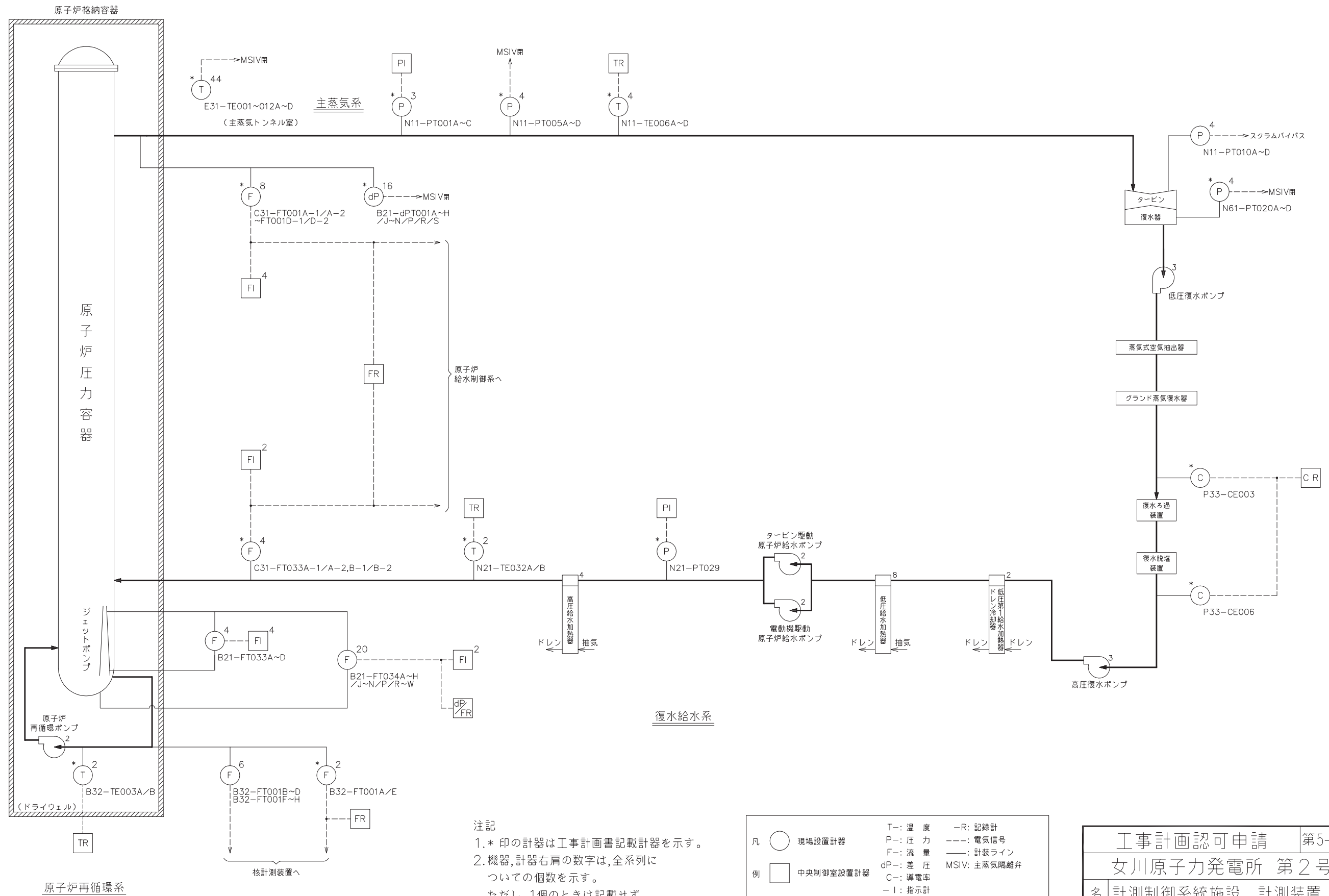


凡
 ○ 現場設置計器
 □ 中央制御室設置計器
 □ (点線) 今回申請範囲
 (R) 安全パラメータ表示システム (SPDS)

T-: 温度
 P-: 圧力
 F-: 流量
 L-: 水位

-I: 指示計
 -R: 記録計
 -C: 調節計
 ---: 電気信号
 ---: 計装ライン

工事計画認可申請	第5-4-1-4図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置
名称	計測制御系統図(その4)
東北電力株式会社	



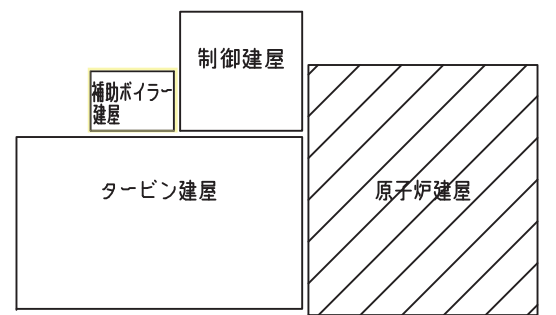
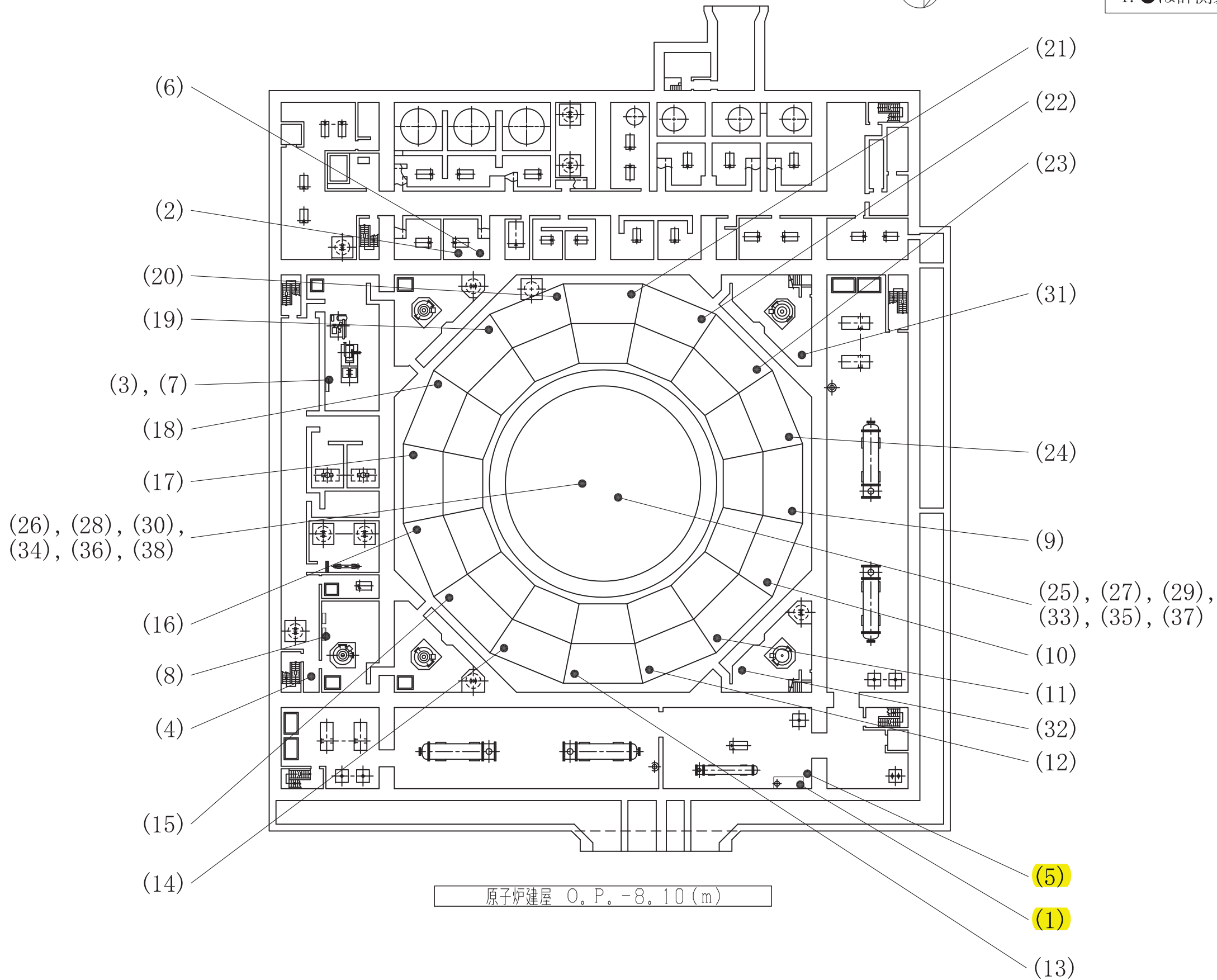
注記
 1. * 印の計器は工事計画書記載計器を示す。
 2. 機器, 計器右肩の数字は, 全系列についての個数を示す。ただし, 1個のときは記載せず。

凡	○ 現場設置計器	T-: 温度	-R: 記録計
		P-: 圧力	---: 電気信号
		F-: 流量	—: 計装ライン
		dP-: 差圧	MSIV: 主蒸気隔離弁
例	□ 中央制御室設置計器	C-: 導電率	
		-I: 指示計	

工事計画認可申請		第5-4-1-5図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置	
	計測制御系統図(その5)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



工事計画認可申請	第5-4-2-1図
女川原子力発電所 第2号機	
名	計測制御系統施設 計測装置の検出器の
称	取付箇所を明示した図面(その1)(1/2)
東北電力株式会社	

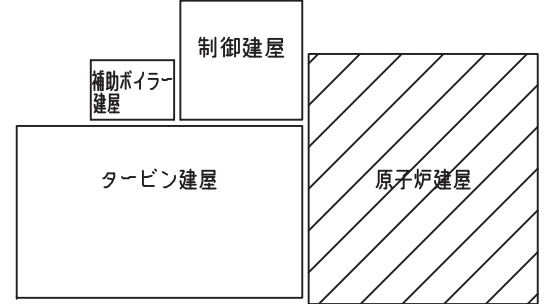
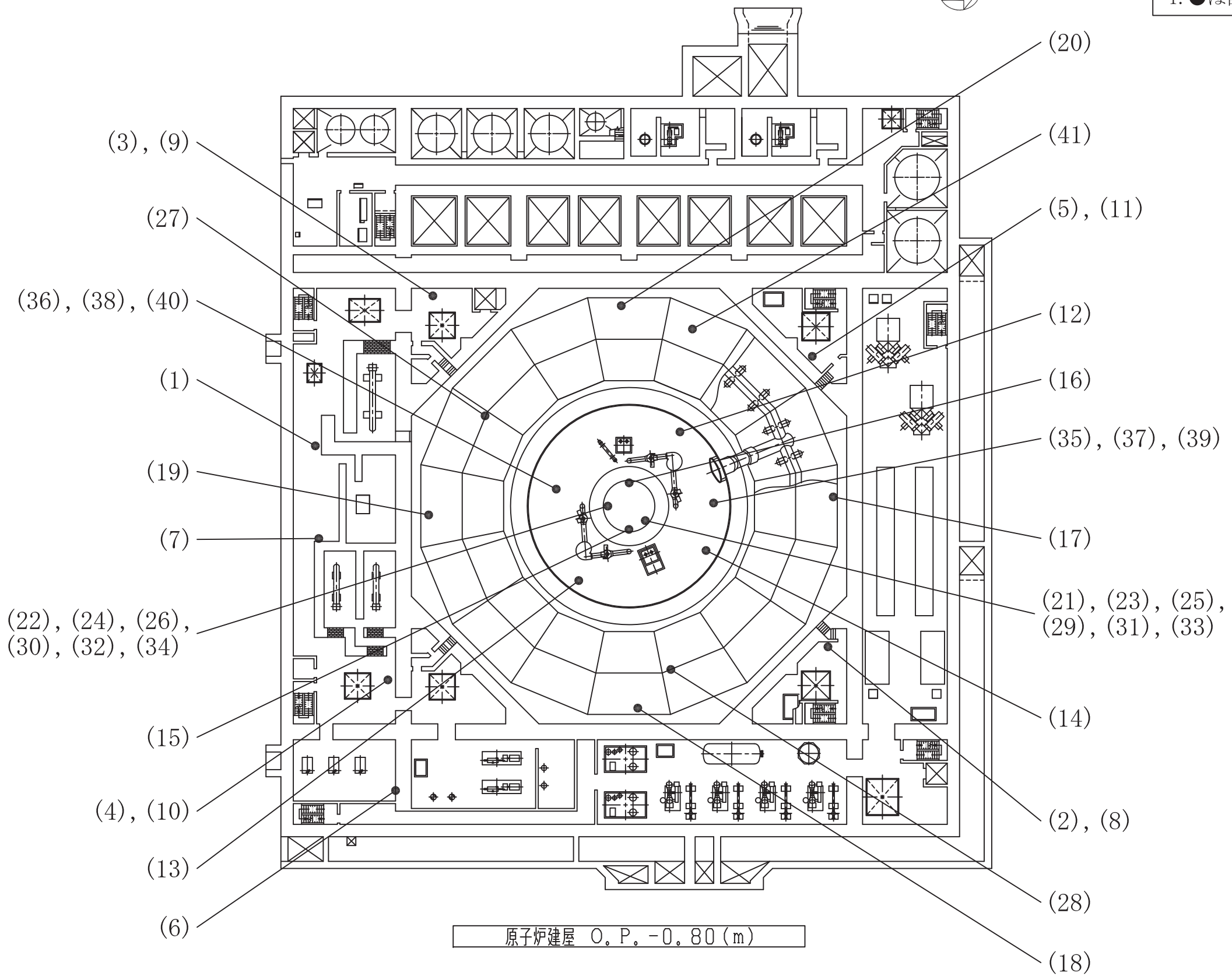
番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力	E71-PT004	—
(2)	代替循環冷却ポンプ出口圧力	E11-PT021	—
(3)	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	E51-PT003	—
(4)	残留熱除去系ポンプ出口圧力	E11-PT005C	—
(5)	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	E71-FT005	—
(6)	代替循環冷却ポンプ出口流量	E11-FT022	—
(7)	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	E51-FT004	—
(8)	残留熱除去系ポンプ出口流量	E11-FT006C	—
(9)	サブレーションプール水温度	T11-TE001B	原子炉格納容器内
(10)	サブレーションプール水温度	T11-TE002B	原子炉格納容器内
(11)	サブレーションプール水温度	T11-TE003B	原子炉格納容器内
(12)	サブレーションプール水温度	T11-TE004B	原子炉格納容器内
(13)	サブレーションプール水温度	T11-TE005B	原子炉格納容器内
(14)	サブレーションプール水温度	T11-TE006B	原子炉格納容器内
(15)	サブレーションプール水温度	T11-TE007B	原子炉格納容器内
(16)	サブレーションプール水温度	T11-TE008B	原子炉格納容器内
(17)	サブレーションプール水温度	T11-TE009B	原子炉格納容器内
(18)	サブレーションプール水温度	T11-TE010B	原子炉格納容器内
(19)	サブレーションプール水温度	T11-TE011B	原子炉格納容器内
(20)	サブレーションプール水温度	T11-TE012B	原子炉格納容器内
(21)	サブレーションプール水温度	T11-TE013B	原子炉格納容器内
(22)	サブレーションプール水温度	T11-TE014B	原子炉格納容器内
(23)	サブレーションプール水温度	T11-TE015B	原子炉格納容器内
(24)	サブレーションプール水温度	T11-TE016B	原子炉格納容器内
(25)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE045A	原子炉格納容器内
(26)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE045B	原子炉格納容器内
(27)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE046A	原子炉格納容器内
(28)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE046B	原子炉格納容器内
(29)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE047A	原子炉格納容器内
(30)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE047B	原子炉格納容器内
(31)	圧力抑制室水位	T48-LT027	—
(32)	圧力抑制室水位	T48-LT027B	—
(33)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE045A	原子炉格納容器内
(34)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE045B	原子炉格納容器内
(35)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE046A	原子炉格納容器内
(36)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE046B	原子炉格納容器内
(37)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE047A	原子炉格納容器内
(38)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE047B	原子炉格納容器内

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

工事計画認可申請		第5-4-2-2図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その1)(2/2)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



工事計画認可申請	第5-4-2-3図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その2) (1/2)
東北電力株式会社	

番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	高压代替注水系ポンプ出口圧力	E61-PT003	—
(2)	高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	E22-PT004	—
(3)	残留熱除去系ポンプ出口圧力	E11-PT005A	—
(4)	残留熱除去系ポンプ出口圧力	E11-PT005B	—
(5)	低压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	E21-PT005	—
(6)	復水移送ポンプ出口圧力	P13-PT011	—
(7)	高压代替注水系ポンプ出口流量	E61-FT004	—
(8)	高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	E22-FT005B	—
(9)	残留熱除去系ポンプ出口流量	E11-FT006A	—
(10)	残留熱除去系ポンプ出口流量	E11-FT006B	—
(11)	低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	E21-FT006	—
(12)	ドライウエル温度	T48-TE026G	原子炉格納容器内
(13)	ドライウエル温度	T48-TE026H	原子炉格納容器内
(14)	ドライウエル温度	T48-TE026J	原子炉格納容器内
(15)	ドライウエル温度	T48-TE026K	原子炉格納容器内
(16)	ドライウエル温度	T48-TE026L	原子炉格納容器内
(17)	圧力抑制室内空気温度	T48-TE013A	原子炉格納容器内
(18)	圧力抑制室内空気温度	T48-TE013B	原子炉格納容器内
(19)	圧力抑制室内空気温度	T48-TE013C	原子炉格納容器内
(20)	圧力抑制室内空気温度	T48-TE013D	原子炉格納容器内
(21)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE048A	原子炉格納容器内
(22)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE048B	原子炉格納容器内
(23)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE049A	原子炉格納容器内
(24)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE049B	原子炉格納容器内
(25)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE050A	原子炉格納容器内
(26)	原子炉格納容器下部温度	T48-L/TE050B	原子炉格納容器内
(27)	格納容器内水素濃度(S/C)	D23-H ₂ E102A	原子炉格納容器内
(28)	格納容器内水素濃度(S/C)	D23-H ₂ E102B	原子炉格納容器内
(29)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE048A	原子炉格納容器内
(30)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE048B	原子炉格納容器内
(31)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE049A	原子炉格納容器内
(32)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE049B	原子炉格納容器内
(33)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE050A	原子炉格納容器内
(34)	原子炉格納容器下部水位	T48-L/TE050B	原子炉格納容器内
(35)	ドライウエル水位	T48-L/TE051A	原子炉格納容器内
(36)	ドライウエル水位	T48-L/TE051B	原子炉格納容器内
(37)	ドライウエル水位	T48-L/TE052A	原子炉格納容器内
(38)	ドライウエル水位	T48-L/TE052B	原子炉格納容器内
(39)	ドライウエル水位	T48-L/TE053A	原子炉格納容器内
(40)	ドライウエル水位	T48-L/TE053B	原子炉格納容器内

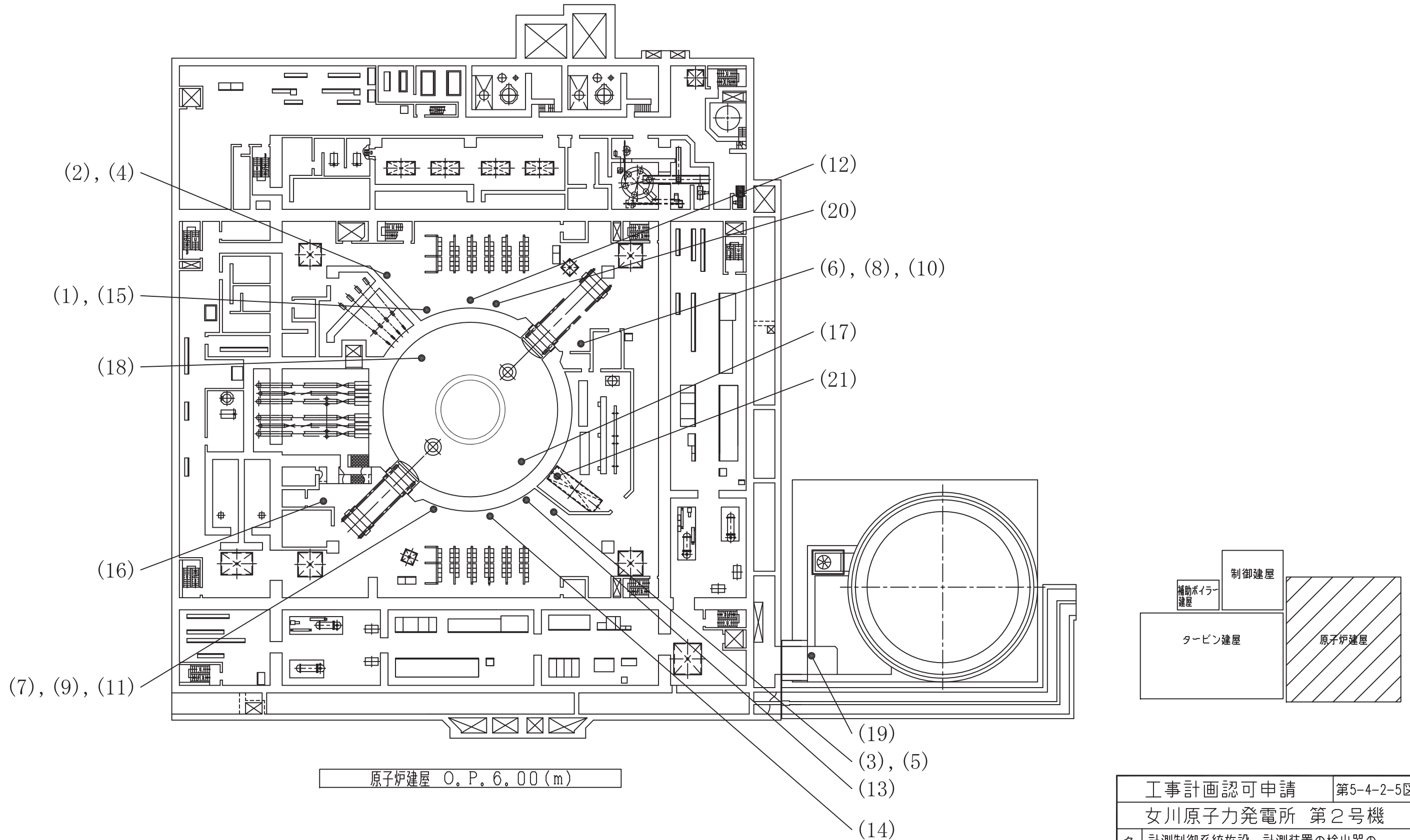
(41)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E205	—
------	------------	-------------------------	---

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

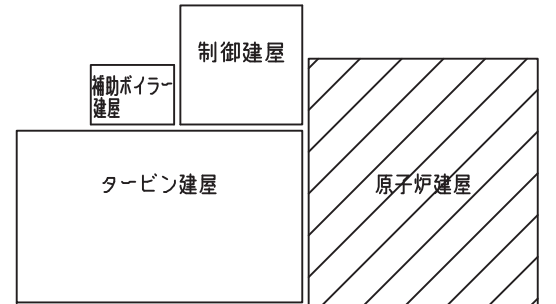
工事計画認可申請		第5-4-2-4図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その2)(2/2)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



原子炉建屋 O.P. 6.00 (m)



工事計画認可申請	第5-4-2-5図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その3) (1/2)
東北電力株式会社	

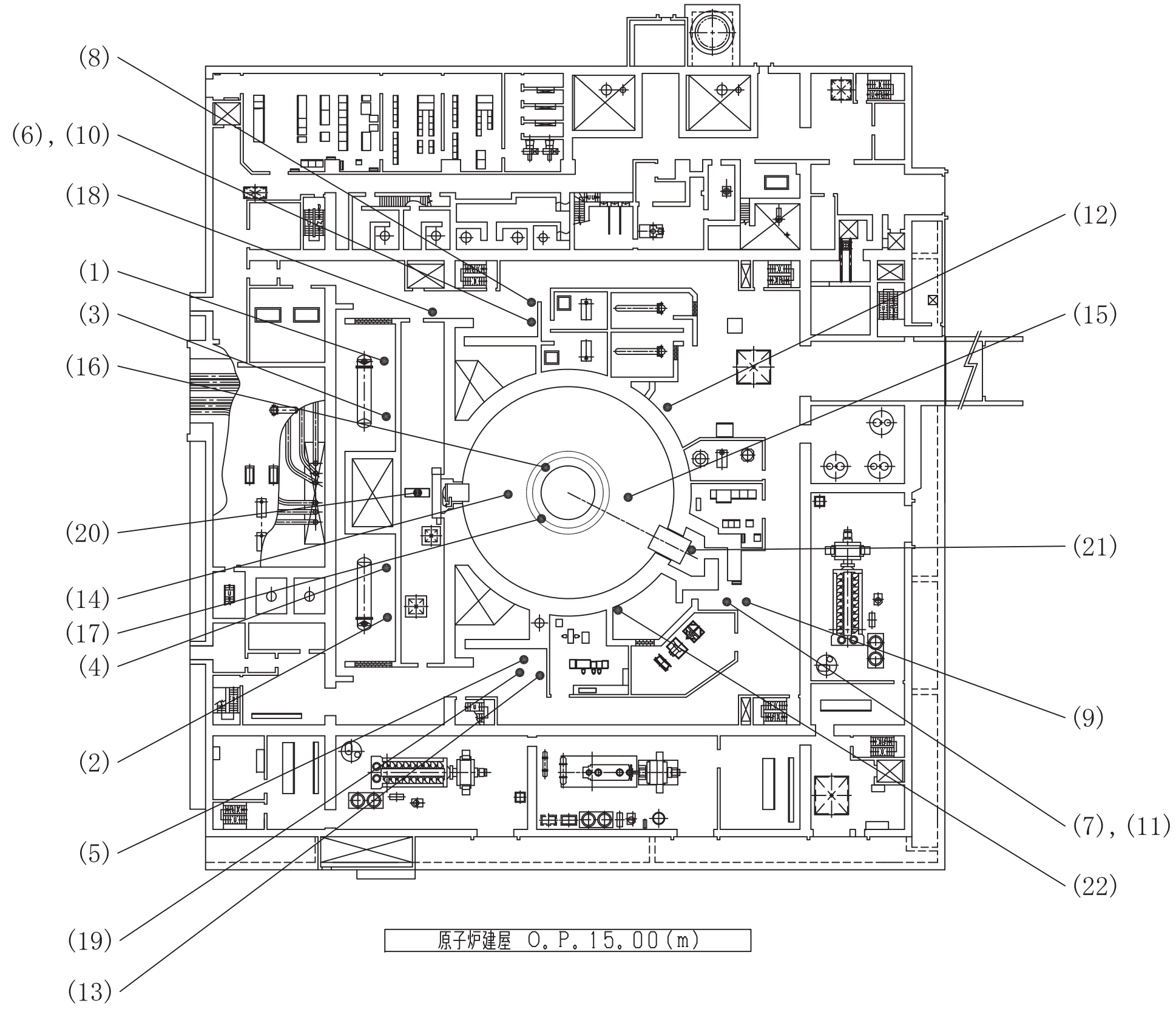
番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	E11-FT017A	—
(2)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT052A	—
(3)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT052B	—
(4)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT036A	—
(5)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT036B	—
(6)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT036C	—
(7)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT036D	—
(8)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037A	—
(9)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037B	—
(10)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037C	—
(11)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037D	—
(12)	原子炉水位(燃料域)	B21-LT044A	—
(13)	原子炉水位(燃料域)	B21-LT044B	—
(14)	原子炉水位(SA広帯域)	B21-LT058	—
(15)	原子炉水位(SA燃料域)	B21-LT059	—
(16)	圧力抑制室圧力	T48-PT019	—
(17)	ドライウエル温度	T48-TE026E	原子炉格納容器内
(18)	ドライウエル温度	T48-TE026F	原子炉格納容器内
(19)	復水貯蔵タンク水位	P13-LT005	O. P. 6.95m
(20)	原子炉格納容器下部注水流量	P13-FT035	—
(21)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E203	—

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

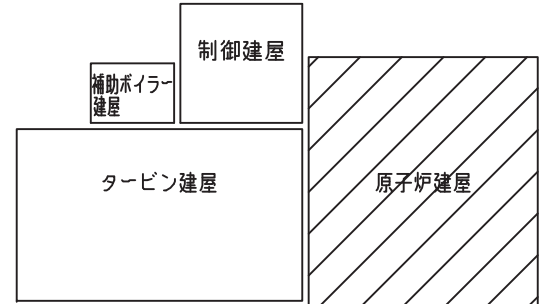
工事計画認可申請		第5-4-2-6図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その3)(2/2)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



原子炉建屋 O. P. 15.00 (m)



工事計画認可申請	第5-4-2-7図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その4)(1/2)
東北電力株式会社	

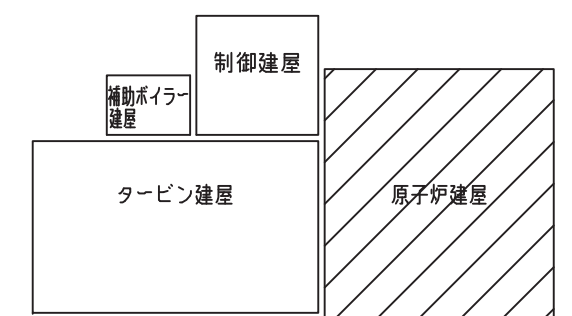
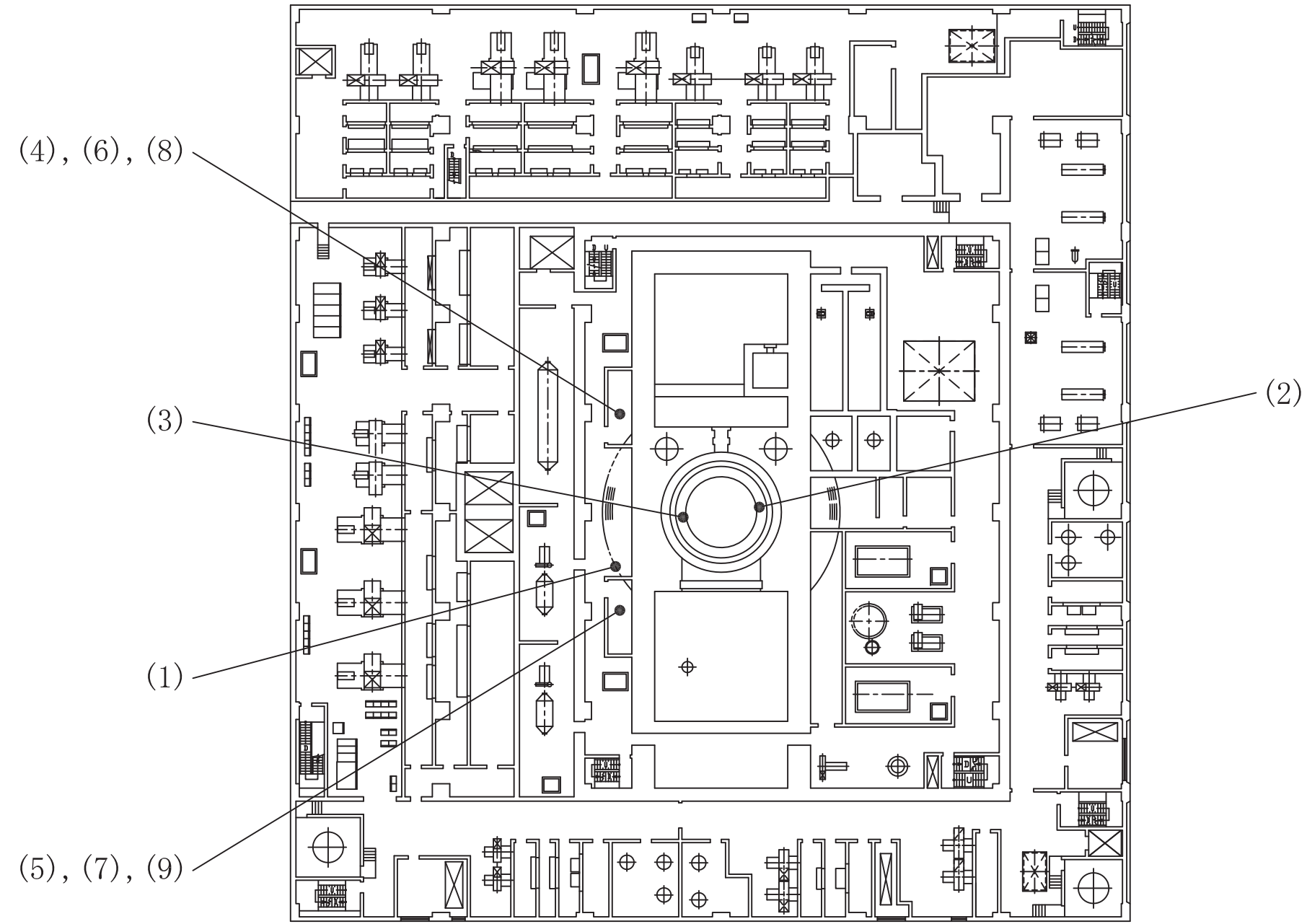
番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	残留熱除去系熱交換器入口温度	E11-TE010A	—
(2)	残留熱除去系熱交換器入口温度	E11-TE010B	—
(3)	残留熱除去系熱交換器出口温度	E11-TE007A	—
(4)	残留熱除去系熱交換器出口温度	E11-TE007B	—
(5)	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	E11-FT017B	—
(6)	原子炉圧力	B21-PT051A	—
(7)	原子炉圧力	B21-PT051B	—
(8)	原子炉圧力(SA)	B21-PT060A	—
(9)	原子炉圧力(SA)	B21-PT060B	—
(10)	原子炉圧力(SA)	B21-PT045A	—
(11)	原子炉圧力(SA)	B21-PT045B	—
(12)	原子炉圧力(SA)	B21-PT045C	—
(13)	原子炉圧力(SA)	B21-PT045D	—
(14)	ドライウエル温度	T48-TE026C	原子炉格納容器内
(15)	ドライウエル温度	T48-TE026D	原子炉格納容器内
(16)	格納容器内水素濃度(D/W)	D23-H ₂ E101A	原子炉格納容器内
(17)	格納容器内水素濃度(D/W)	D23-H ₂ E101B	原子炉格納容器内
(18)	原子炉格納容器代替スプレイ流量	E11-FT018A	—
(19)	原子炉格納容器代替スプレイ流量	E11-FT018B	—
(20)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E201	—
(21)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E202	—
(22)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E204	—

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

工事計画認可申請		第5-4-2-8図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その4)(2/2)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



原子炉建屋 O.P. 22.50 (m)

工事計画認可申請	第5-4-2-9 図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その5) (1/2)
東北電力株式会社	

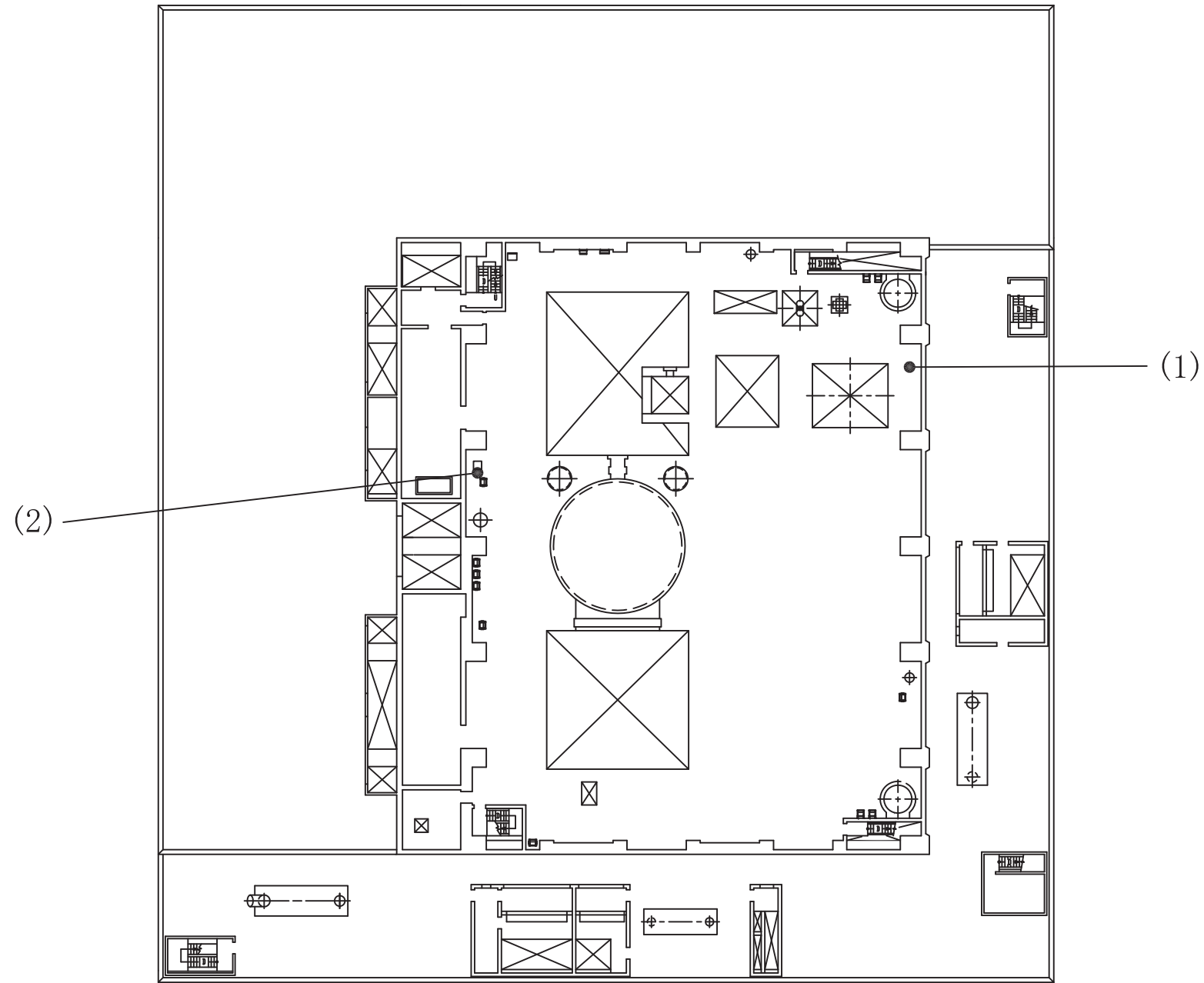
番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	ドライウエル圧力	T48-PT034	—
(2)	ドライウエル温度	T48-TE026A	原子炉格納容器内
(3)	ドライウエル温度	T48-TE026B	原子炉格納容器内
(4)	格納容器内雰囲気酸素濃度	D23-O ₂ T003A	—
(5)	格納容器内雰囲気酸素濃度	D23-O ₂ T003B	—
(6)	格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H ₂ T001A	—
(7)	格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H ₂ T001B	—
(8)	格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H ₂ T002A	—
(9)	格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H ₂ T002B	—

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

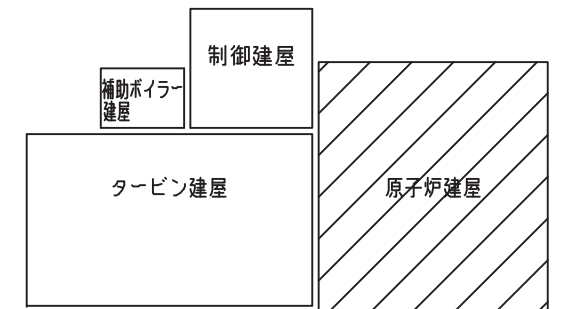
工事計画認可申請		第5-4-2-10図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その5)(2/2)	
東北電力株式会社		



凡例：
1. ●は計測装置の検出器の取付箇所を示す。



原子炉建屋 O.P. 33.20 (m)



工事計画認可申請		第5-4-2-11図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面(その6)(1/2)	
東北電力株式会社		

番号	名称	計器番号	設置床*
(1)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E101A	—
(2)	原子炉建屋内水素濃度	T71-H ₂ E101B	—

注記*：機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合のみ計器設置レベルを記載する。

工事計画認可申請		第5-4-2-12図
女川原子力発電所 第2号機		
名称	計測制御系統施設 計測装置の検出器の 取付箇所を明示した図面(その6)(2/2)	
東北電力株式会社		